

令和7年度 漏水修繕等業務特記仕様書

第1章 総 則

（適用）

第1条 本特記仕様書は、高槻市水道部（以下「発注者」という。）が発注する漏水修繕等単価契約に基づく修繕業務（以下「本件業務」という。）に適用する。

（諸法令並びに諸法規の遵守）

第2条 受注者は、本件業務に関する法令並びに諸法規を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに、諸法令並びに諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

（施行の基準）

第3条 受注者は、本仕様書に定める事項のほか、『高槻市水道部発注工事共通仕様書（案）』『給水装置工事施行基準』『水道用材料共通仕様書』（高槻市水道部）『令和6年度水道事業実務必携』（全国簡易水道協議会）に定める事項のうち、本件修繕に関わる事項について遵守しなければならない。

（内部通報制度）

第4条 受注者及びこの契約を履行するために従事させる者（以下「従事者」という。）は、発注者の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年規則第45号）に基づき、その事実を発注者に内部通報を行うことができる。

2 受注者は、前項の規定を契約締結後すみやかに、従事者に周知するものとする。

（環境への配慮）

第5条 受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

（安全研修、教育訓練等）

第6条 受注者は修繕業務に係わる作業員全員を対象として安全研修（ガス保安講習等）を実施すること。発注者は講習会等の情報提供を行い教育訓練の支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（火災保険等）

第8条 受注者は、修繕の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（賠償責任保険）および建設工事保険に付し契約書の写しを提出するものとする。

（その他）

第9条 この仕様書に特に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者とで双方協議のうえ決定する。

第2章 修繕業務

（発注）

第1条 発注者は発注に際しては、発注書をもってするものとし、その都度の契約は締結しないものとする。

2 発注書とは、発注者が本件業務を発注する場合、施工上必要な事項について書面をもって示したものをいう。

（施工日）

第2条 受注者は、発注書に明記された工期内において発注者と協議し、施工日を決定しなければならない。

2 天候等の理由により協議した施工予定日に修繕が困難になった場合、発注者と協議しなければならない。

（現地立会）

第3条 受注者は、修繕の施工に先立ち、発注者と修繕場所において立会を行い、修繕内容の確認を行わなければならない。

（修繕工事の周知）

第4条 受注者は、修繕において影響を受ける住民に対し、施工日時、断水の有無、通行規制等について周知する「お知らせビラ」を作成し、発注者の指示のもと、影響を受ける住民に対してこのビラを配布しなければならない。

発注者は、「お知らせビラ」の作成配布に関し、指導、助言を行う。

（施工時間）

第5条 施工時間は、昼間は午前9時から午後5時、夜間にあつては午後10時から翌日午前6時までを基本とするが、時間内に完了できない場合は監督職員と協議すること。また、緊急出動の場合はこの限りではない。

（交通安全管理）

第6条 受注者は、修繕に際し交通誘導員 A 若しくは B を通行人、一般車両や隣接住民等の安全を確保できる人数を受注者の責において適切に配置すること。また道路使用許可の許可条件を満たすこと。

交通規制区域には保安設備や工事看板（緊急工事看板）を適切に配置すること。

修繕工事中は道路使用許可証を現場に携帯し必要に応じ提示すること。

（緊急修繕）

第7条 発注者は、休日夜間を問わず緊急修繕が必要と判断した場合、受注者に緊急出動を要請することができる。このため、受注者は何時でも連絡が取れる体制を整え、その連絡先を発注者に提出しなければならない。

受注者は、緊急修繕が発生した場合、1日最大3件までの修繕に対応できる体制とし、緊急出動連絡後、速やかに修繕に着手しなければならない。

（施工上の留意点）

第8条 修繕に必要な掘削範囲は、必要最低限にて施工を行う。尚、掘削の結果により当初

予定の修繕内容が異なる場合は、臨機に対応するとともに、速やかに修繕が完了するよう努めなければならない。

2 舗装版の撤去及び強固な路盤の掘削等において、振動及び騒音が発生する作業では、最適な工法を選択し周辺への影響を最小限に抑えるよう努めなければならない。また、泥水や粉塵等による影響のないよう養生材料（人、車両、家屋等）を準備しておかなければならない。

3 受注者は、給水管修繕においては、できる限り配水管断水がないよう止水器具（圧着器、断水器、木栓等）をあらかじめ準備しておかなければならない。

4 受注者は、修繕箇所における仮復旧範囲が舗装本復旧までの間で陥没等により通行に支障が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

5 受注者は、修繕現場の清掃について、高圧洗浄機もしくは同等の洗浄器具を用いて入念に行わなければならない。また、洗浄に使用する水については受注者が準備することとする。

6 受注者は、修繕場所の掘削時に他企業体埋設物の破損に注意し、近接時には手掘り作業等の施工による慎重な作業を行わなければならない。破損時には受注者にて初期対応を行い、二次災害の防止処置および周辺への保安処置をとり、緊急連絡先および発注者へ通報を行わなければならない。

7 受注者は、工事施工により区画線が消える場合は、仮の区画線を設置し事故防止措置を行うこと。

（夜間電話受付及び漏水確認調査）

第9条 受注者は、午後5時15分から翌朝8時45分まで発注者および水道部宿直から漏水等の連絡を受けた場合、速やか調査に赴き、現場状況を水道部宿直に連絡しなければならない。なお、契約期間内において、市内のマッピング図面の貸与を行う。

（精算）

第10条 発注ごとの修繕代金の額は、漏水修繕等単価契約で定める単位当たりの契約単価に数量を乗じて算出するものとする。

2 発注者は、水道事業事務必携（全国簡易水道協議会）等に基づき、清算書にて積上げを行い、修繕代金の額を算出する。受注者は、積上げに必要な項目について、根拠となる資料の提出を行う必要があり、履行の確認できる書類を提出しなければならない。

提出書類 ・完成図書等（平面図、横断面図、配管詳細図、数量集計表）
・工事写真
・工事報告書
・完了届

3 工事時間帯における修繕単価は、昼間工事、夜間工事とは別に、早朝は午前6時から午前9時まで、早晩は午後5時から午後10時までの時間帯を設定している。

4 発注者が受注者に緊急修繕を要請した場合、緊急出動費として積上げる。

5 電話対応及び漏水確認調査は、回数に関わらず、漏水修繕等単価契約で定める単価を月毎に積上げる。

6 発注者は、修繕において漏水修繕単価表にない工種等が生じた場合、水道事業事務必携等に基づき、その工種等の単価を設定し、積上げる。